

学級活動について

○学級活動にしっかり取り組み、ますますよい学級にしていこう。

(1) 朝

●始業のチャイム（8：25）で席につき、次のことをすること。

- ①出席をとる。
- ②朝読書、モジュール学習を行う。
- ③伝達事項を伝える。（教員、学級委員・学習係、その他）
- ④学級事務の処理をする。

(2) 帰り

●明日の準備のために伝達事項をよく聞いておく。

- ①伝達事項を伝える。（明日の授業、その他）
- ②その他朝に準じて行う。

登校

●一日の始まりの大切な時である。服装を確かめ、忘れ物はないか調べ、余裕をもって自宅を出よう。

- (1) 余裕をもって8：20までに登校しよう。
- (2) 登校には指定のカバンを使用する。
- (3) 日直や週番担当になっている時には、決められた時刻に遅れないように登校する。
- (4) 通学路上では、交通規則を守り、横に広がって歩かない。
- (5) 登校後は、先生の許可なく校外に出ない。

授業時間

●授業時間を大切にし、その時間の内容はその時間中に覚えてしまう気持ちで学習しよう。

- (1) 始業の合図とともに席につき、学習の準備をして、先生の来室まで静かに自習する。
- (2) 授業の開始および終了時には礼をきちんとする。
- (3) 姿勢を正しくし、勝手は私語や行動をせず、真剣に授業を受ける。
- (4) 自習時間は補教の先生の指示に従って、与えられた課題に真剣に取り組む。

休み時間

●休み時間は遊ぶための時間ではなく、前の授業の整理、次の授業の準備の時間です。

- (1) 前の授業の学習内容を整理する。
- (2) 学用品の整理、トイレ、その他の用事は早く済ませておく。
- (3) 特別教室への移動は早く行う。また、体育の時はすみやかに更衣後、指示された場所へ素早く移動する。
- (4) 雨天の時の行動は、人に迷惑をかけないように特に注意する。
- (5) 冬は特に教室の喚起に注意する。
- (6) 必要な時以外は、他の教室に入りしない。
- (7) 学習係は、次の授業の先生と連絡をとる。

給食

- (1) 4校時に使った黒板は消さないで、協力して食卓の配置を行う。
- (2) 手洗い後は全員着席をし、係があいさつをしてから、楽しく食事をする。
- (3) 給食終了のチャイムがなってから食事の終わりのあいさつをし、食器類をまとめ、決められた通り返却する。

昼休み

- (1) 他人の迷惑になるような行動をつつしむ。
- (2) 廊下や室内での行動に気をつける。(走らない、暴れない等)
- (3) 校庭ではボール、図書室では本を借りることができる。マナーを守って使用し、元の場所へ返却する。

放課後・下校

●余暇を上手に利用しよう。

- (1) 用のない生徒は、授業終了後早く家に帰って時間を有効に活用する。
- (2) 路上でものを食べたり、寄り道をしないで早く家に帰る。
- (3) 路上での対話は危険なのでしない。
- (4) 交通規則を守り、通行人や車の迷惑にならないようにする。

日直の仕事

- (1) 始業前、学級日誌を担任の先生から受け取り、必要事項を記入し、放課後担任にわたす。
- (2) 休憩時間は、黒板をふく等次の授業の準備をする。
- (3) 特別教室の移動、体育等で教室をあける時は、戸じまり、消灯を忘れないこと。
- (4) その他学級で決めたことをしっかり行う。

保健室利用

●保健室は、緊急の場合を除き、休憩時間、放課後等授業に差し支えない時に利用する。

- (1) 具合が悪くなったり、けがをして保健室を利用する時は、職員室に行く。
- (2) 職員室にて、保健室利用票を記入してもらう。
- (3) 保健室利用票をもって保健室へ行く。

遅刻・欠席・早退

●届け出をきちんとする。

- (1) やむを得ない理由で欠席する際は、8：10までに欠席フォームか電話等で保護者に担任の先生に連絡をしてもらうこと。
- (2) 近親者に不幸があった時の欠席は、忌引きになる。必ず担任の先生に連絡をすること。
- (3) やむを得ない理由で欠席・早退・体育の見学をする時は、生徒手帳にその理由を保護者に書いてもらい、保護者印を押して担任に届け出ること。

服装および持ち物

1. 服装

●中学生らしい清楚な服装で品位を保つこと。

(1) 冬の服装と夏の服装の期間は別途伝える。

(2) 本校は次のような服装を基準としている。

【ズボン型】

① 上着

- ・紺の指定のブレザーを着用する。
- ・ネクタイは必ず着用すること。
- ・左のえりにクラス章を付ける・
- ・赤一中のボタンを必ず使用する。

② ズボン

- ・指定の学生ズボンを着用する。

③ シャツ

- ・上着の下に白無地のワイシャツを着用する。
- ・開襟シャツおよびボタンダウンシャツは禁止。

④ ベルト

- ・色は黒とする。
- ・細すぎたり、太すぎたりするものは使用しない。

*夏服の服装

- ・上着を着用しないで白無地ワイシャツとする。
- ・長そで、半そでいずれでもよい。
- ・左胸に指定の略章をつける。
- ・開襟シャツおよびボタンダウンシャツは禁止。

【スカート型】

① 上着

- ・紺の指定のブレザーを着用する。
- ・リボンは必ず着用する。
- ・左のえりにクラス章を付ける。
- ・赤一中のボタンを必ず使用する。

② スカート

- ・指定のスカートを着用する。
- ・スカートの長さは、ひざがかくれる程度とする。
- ・ベルトは使用しない。

③ ブラウス

- ・ブラウスは白無地を着用する。

*夏服の服装

- ・上着を着用しないで白無地ブラウスとする。
- ・長そで、半そでいずれでもよい。
- ・ブラウスの上に指定のベストを着用してもよい。

(頭髪について)

- ・前はまゆ毛にかかるない。
- ・肩より長く伸ばす時は、後頭部より下の部分でゴムでしばるかあむかする。
ゴムは華美でないものとする。
- ・リボン、ヘアバンドなど飾り類は禁止。
- ・整髪料は使用しない。
- ・パーマ、着色、脱色などは禁止。

【その他】

- ① ソックス
 - ・色は白・黒・紺・グレーの無地。
 - ・模様は、ワンポイントまで可。(1周のラインもワンポイントとする)
- ② 下履き
 - ・中学生らしい型を用いる。
 - ・スポーツシューズが望ましい。
- ③ バッグ
 - ・指定のバッグを使用し、ビニールバッグなどは使用しないこと。
 - ・バッグにつけるアクセサリーは複数でも良いが、最小限の範囲とする。
- ④ コート (Pコート・ダッフルコート・ダウンコート)
 - ・黒・紺・茶・グレー・白など派手でないものとする。
 - ・校舎内では、コート・マフラー・手袋をつけない。
- ⑤ セーター
 - ・黒・紺・グレーのVネックを着用し、ベスト(指定のベスト可)・カーディガンは禁止。
*その他に設けられた注意事項は必ず守ること。

持ち物

●登校の際は授業に必要以外のものを持って来ない。

- (1) 生徒手帳を常に持参し、家庭との連絡を密にすること。
- (2) 持ち物すべてに記名を忘れないこと。
- (3) 紛失した時は担任に届け出ること。
- (4) 貵重品(時計・その他)・必要のない金銭を持って来ないこと。
- (5) もし、持って来た場合は、担任にあずけること。

清掃

- ・生活の場である校舎内外を整理し、進んでその清掃美化につとめること。
 - ・きれいにすることは非常に大切であるが、「よごさない」という各自の心がけが大切である。
- (1) 放課後の清掃は当番、その他は日直が行う。
 - (2) 清掃用具をていねいに取り扱う。
 - (3) 清掃が終わったら、担当の先生に報告し、指導を受ける。(その際は、全員が残っていること)

あいさつと礼儀

・私たちが明るく楽しい生活を送る一つの要素として、あいさつと礼儀を忘れる事はできない。自己の品位を保ち、他人に迷惑をかけず相手を敬うことが大切である。

- (1) 気持ちよくあいさつをしよう。
- (2) 来客や先生に会った時は、会釈しよう。

エアコン・扇風機の使用について

- (1) エアコン、扇風機の使用は、教員または、学級委員が操作を行う。
- (2) 教室移動の際は消す。

その他

- (1) 公共物（机、いす等）をていねいに使用すること。
- (2) 右側通行を忘れないこと。（特に通学途中の路上において）

長期休業に対する心得

長期休業は、学校の授業を離れて、家庭での生活が中心となる。

したがってそれぞれの休みの意味をよく考え、次のようなことをしっかり守って生活しよう。

（なお、この心得は大まかなものなので、そのつど出される細やかな注意や決まりを守ること）

●夏休み・・・健康の増進を図る。学習面の遅れを取り戻す。楽しい経験、地域社会での広い意味の学習等が主である。

●冬休み・・・一年の生活の折り目をつける機会。対外的な行事参加等よりも、家庭の一員としての生活に重点を置こう。手伝いも進んでやろう。

●春休み、他の休み・・・春休みは、新しい学年に進むための準備の休みである。したがって、新学年になっても困ったりあわてたりしないよう、いろいろな点で十分に用意をしておくこと。

- (1) 適度の休養を取り鍛錬にも心がけよう。
- (2) 日常ではできなかった生活や活動を実現させよう。
- (3) 規則正しい生活をしよう。
- (4) 適切は家庭学習をしよう。
- (5) 家族と仲良く、進んで手伝いもしよう。
- (6) 外出・遊びについて

●中学生らしい服装で外出をすること。

●繁華街・遊戯場には出かけないこと。遠出等に出かける時は、保護者または、保護者の認めた責任の持てる者が同伴すること。

●外出する時は行き先、所要時間、帰宅予定期刻、同行者等を保護者に告げ承諾を得る。

●遊びについては（路上での遊び、自転車乗り、高压線、変電所、鉄道路線等）充分に注意すること。

(7) その他

- アルバイトは禁止する。
- 交通規則を守り、事故を起こしたりしないようにつとめる。
- 事故があった場合または、学校に連絡する必要のあることが起った場合は、小さなことでもすぐに学校に連絡をすること。(日直の先生でもよい)

生徒会会則

第1章 総則

- 1 この会は板橋区立赤塚第一中学校生徒会という。
- 2 この会は赤塚第一中学校の生徒会を会員として組織する。
- 3 この会は生徒一人一人を尊重し、学校生活の充実、向上を図り、明るい校風をつくることを目的とする。

第2章 機関

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1 生徒総会 | 2 中央委員会 | 3 生徒会役員会 | 4 学年委員会 |
| 5 各種委員会 | 6 部長会 | 7 特別委員会 | |

第3章 生徒総会

- 1 生徒総会は全会員で組織する最高議決機関である。
- 2 定期的に年1回開き、中央委員会が必要と認めたとき、会員の3分の1以上の要請があった場合、あるいは生徒会長が招集した場合開くことができる。
- 3 総会では、次のことを決議する。
 - (1) 規約の制定および改廃
 - (2) 年間活動方針の決定
 - (3) 中央委員会より出された諸議案
 - (4) その他
- 4 決議事項は校長の承認を得て執行する。

第4章 中央委員会

- 1 中央委員会は、生徒会役員、各種委員会委員長をもって構成し、中央委員会委員長は生徒会長とする。
- 2 定期的に毎月1回開き、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 3 中央委員会は生徒総会に次ぐ決議機関で、その決定は全会員の意志を代表する。
- 4 中央委員会では、次のことを審議する。
 - (1) 生徒総会の議題決定
 - (2) 規約の制定および改廃の審議
 - (3) 各種提案事項の審議

第5章 役員会

- 1 次の役員をもって構成する。
会長 副会長 役員
- 2 役員は次の任務を行う。
会長・・・全会員の代表であり、生徒総会、中央委員会を招集する。
副会長・・・生徒会長を補佐し、必要のある時は会長の職務を代行する。
役員・・・会長、副会長を補佐し、生徒会活動の企画・運営を行う。
- 3 役員の任期は一期制とし、10月から次年度の9月までとする。
- 4 役員の選出方法は別に定める。

第6章 学級委員会

- 1 各学級男女1名の学級委員で構成する。
- 2 学年、学級の諸問題を討議する。
- 3 学年行事の企画運営の補佐にあたる。
- 4 任期は前期（4月から9月）、後期（10月から3月）までの二期制とする。

第7章 各種委員会

- 1 次の6つの委員会をもって構成する。
 - ・週番委員会（男女各2名）
 - ・放送委員会（男女各1名）
 - ・保健委員会（男女各1名）
 - ・美化委員会（男女各1名）
 - ・図書委員会（男女各1名）
 - ・給食委員会（男女各1名）
- 2 任期は前期（4月から9月）、後期（10月から3月）までの二期制とする。
- 3 各種委員会は毎月1回とする。
- 4 各種委員会の仕事は別に定める。

第8章 部長会

- 1 各部の部長をもって構成する。
- 2 部活動の諸問題を討議する。

第9章 特別委員会

この委員会は、学校行事に応じて職員会議によって特別に設けられ、その行事の企画運営にあたる。

第10章 付則

- 1 この規約の改正は中央委員会の委員の3分の1以上の賛成で中央委員会がこれを発議し、総会において出席の会員の過半数の賛成を得なければならない。
- 2 本会の決議事項は、職員会議の承認を得て効力を発する。
- 3 本規約は平成26年9月18日から施行する。

選挙規定

- 1 本会の会員は、生徒会役員の選挙権、被選挙権を有する。ただし、第九学年及び、選挙管理委員会（以下選管と略す）は、被選挙権を有しない。
- 2 選管は、各学級より1名を選出し、構成される。
- 3 選管の任務
 - (1) 選管は、届け出の受付開始日、届け出締切日時刻、投票日を公示する。
 - (2) 役員届け出の受付と同時に、指定のポスター用紙を立候補者に配布し、検閲許可を行う。
ただし、下記の場合は許可しない。
 - ① 校内の風紀を乱すおそれのあることが書いてある場合
 - ② 事実でないことが書いてある場合
 - ③ 他の立候補者の名誉を傷つけるようなことが書いてある場合。
 - (3) 立候補届け出後、直ちに立候補者名簿と広報を作成し配布する。
 - (4) 立会演説会を運営する。
 - (5) 選管の定めた投票用紙によって選挙を行い、顧問の先生の立ち合いのもとに開票し、結果を報告する。
 - (6) 選管は、立候補者が選挙規定に違反したと思われる場合は、立候補許可を取り消すことができる。
- 4 立候補者
 - (1) 立候補者は、学校全体のことを考え、リーダーとして自覚を持って立候補する。
 - (2) 立候補者の届け出、また、辞退の申し出の際には、所定の用紙に必要事項を記入し、クラス担任の承認印を得て、選管に立候補者本人が提出をする。
- 5 選挙運動
 - (1) 選挙運動は、立候補届け出の日から選挙日までの期間行うことができる。運動時間は、授業時間を除く登校時間から下校時間までとする。
 - (2) ポスターは、選管の指定した用紙を使用し、選管に提出して許可された後、選管が校内に提示する。その際、そのポスターに触れること、落書き、破損させることなどしてはならない。
 - (3) 選管で許可されたもの以外のポスターの掲示や、ビラの配布は禁止する。ただし、立候補者に限り、立候補者の姓名を記入してあるタスキは使用してもよい。
- 6 当選人
 - (1) 選挙において、有効投票の最も多数を得た者から定員までを当選人とする。ただし、各学年、選挙管理委員会が規定を定めた場合はその限りではない。
 - (2) 当選人が、本校生徒会会員でなくなった場合、当選を無効とする。
 - (3) 会長については、立候補時に会長候補であることを明らかにし、投票で決める。それ以外の役は当選人の話し合いによって決める。